

05_「川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
介護老人福祉施設	居室定員	<p>(設備)</p> <p>第三条 指定介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。<u>ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</u></p>	<p>(設備の基準)</p> <p>第6条 (同左)</p> <p>(1) 居室</p> <p>ア 1の居室の定員は、1人とすること。<u>ただし、入所者のプライバシーの確保に配慮するとともに、個室への転換が可能となるよう設計上の工夫を行う場合は、2人以上4人以下とすることができる。</u></p>	<p>居室定員については、入所者のプライバシーへの配慮等は欠かせない点、多様な市民の方のニーズに対応した施設整備を行っていく点等を考慮して定められたものである。</p> <p>ここでいう「入所者のプライバシーの確保に配慮する」とは、壁やふすまのような建具まで要するものではないが、パーテーションや家具等により入所者同士の視線の遮断が確保されるようなものである必要がある。</p> <p>また、「個室への転換が可能となるような設計上の工夫」とは、ベッドや窓の配置、居室内に入所者が通行するために必要な動線を確保する等、将来的に個室への転換が可能となることを想定した設備の配置等の工夫がみられるものを指す。</p>
	廊下幅	<p>八 廊下幅</p> <p>一・八メートル以上とすること。<u>ただし、中廊下の幅は、二・七メートル以上とすること。</u></p>	<p>(8) 廊下幅は、1.8メートル(中廊下にあっては、2.7メートル)以上とすること。<u>ただし、廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる中廊下の場合は、1.8メートル以上とすることができる。</u></p>	<p>廊下の幅は、利用者の身体的、精神的特性及び非常災害時における迅速な避難、救出のための動線を確保することを考慮した上で、円滑な往来に支障が生じない水準として定めたものである。なお、「中廊下」とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。</p> <p>また、ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合」とは、利用者、従業者等がすれ違う際の動線を考慮した上で、アルコールを設けることなどにより、円滑な往来に支障が生じない場合を想定している。</p>
	運営規程	<p>(運営規程)</p> <p>第二十三条 指定介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>一 施設の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 入所定員</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第29条 (同左)</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p>	

05_「川崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」における独自基準の考え方

サービス	項目	国基準省令又は国基準省令解釈通知	市基準条例(下線部分が独自基準)	市独自基準の考え方
		四 入所者に対する指定介護福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額	(4) (同左)	
		五 施設の利用に当たっての留意事項	(5) (同左)	
		六 緊急時等における対応方法	(6) (同左)	
		七 非常災害対策	(7) (同左)	
		八 虐待の防止のための措置に関する事項	(8) (同左)	
			(9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 (10) 個人情報の管理の方法 (11) 苦情への対応方法 (12) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法	利用者の安全への配慮、法令遵守体制等、利用者の選択に資するものや利用者を保護する上で重要な事項について、利用者に最も身近な運営規定において定めることを義務付けたもの。
		九 その他施設の運営に関する重要事項	(13) (同左)	
	記録の整備	(記録の整備) 第三十七条 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>二年間</u> 保存しなければならない。	(記録の整備) 第43条 2 指定介護老人福祉施設の開設者は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から <u>5年間</u> 保存しなければならない。	適正な運営及び利用者に対する適切なサービスの提供を確保し、介護保険制度の適正かつ公平な運営を図るため、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存することを義務付けたもの。